

### 3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### 1 歴史的風致の維持向上に関する課題

##### (1) 歴史的風致を残す地域に関する課題

名古屋城は旧名古屋城下町の象徴であり、旧名古屋城下町における歴史的風致にとって欠かせないものである。同時に、特別史跡（名古屋城跡）として、その歴史的価値を後世に確実に継承していくとともに、名古屋城の往時の姿とその歴史的価値を正確にわかりやすく伝える必要がある。

そこで名古屋市では第1期計画において歴史的資産を後世へと確実に継承するため西南隅櫓の半解体修理や石垣の整備に取り組んだほか、往時の名古屋城の姿を伝えるため戦災で失われた本丸御殿の復元を行うとともに、名古屋城の歴史的価値を分かりやすく伝える施設として西の丸御蔵城宝館を整備した。

また歴史的価値を伝えるためには来場者を増やすとともに、来場者の滞在時間を延ばし、より深く名古屋城の歴史的価値に触れてもらうことが必要なため、各種企画・イベントの実施や、賑わいエリアである金シャチ横丁の整備などを行った。これらの取り組みにより名古屋城の魅力を向上させることができ、本丸御殿の全体公開がなされた平成30年には入城者数220万人余りを数えた。

しかしながら名古屋城では、いまだにいくつかの課題を有している。まずは歴史的建造物の保存が課題となっている。名古屋城の歴史的建造物の中には、近年の整備記録がないものがあり、その多くが老朽化していると考えられる。それら老朽化した歴史的建造物が崩壊等により失われ、名古屋城の歴史的価値が損なわれる可能性がある。

植栽等には石垣・土塁・堀などの歴史的建造物の保存に悪影響を及ぼしているもの、あるいは及ぼす恐れがあるものがある。さらには歴史的建造物への眺望を妨げ、名古屋城の歴史的価値を発揮する妨げとなっている植栽もある。

名古屋城の魅力向上も課題の一つである。新型コロナウイルス感染症の流行による影響も大きく、名古屋城の歴史的価値を伝える機会を逸している。あわせて、城郭規模の割には滞在時間が短く、入城者が名古屋城の歴史的価値を深く理

解できているとはいいい難い。

第1期計画では重点区域の内外の複数の地域において歴史的風致の維持向上に取り組んできた。そういった地域のうち四間道、熱田、有松の各地域では、取り組みによる直接的な成果だけではなく、まちづくり協議会が発足するなど、地域住民による歴史まちづくりの機運も高まった。

文化のみちエリアでは、近代の建築遺産が多数存在するという地域の魅力を発信するため、建築遺産を活用した施設である「文化のみち二葉館」や「文化のみち榎木館」などの運営と、地域一帯での啓発イベントの実施に取り組んだ。しかし、当地域に残る歴史的資源について十分に知れ渡っているとはいえない。

四間道地域では、石垣の上に土蔵が立ち並ぶ独特の景観や、屋根神のある長屋などからなる歴史的な町並みを守るため、町並み保存事業などに取り組み、都市景観形成地区の指定を行った。地元のまちづくり組織の運営支援にも取り組み、景観協定が結ばれるなど、特色ある町並みを大切にする機運が地域住民の間で醸成されている。

この地域は名古屋駅から徒歩圏内にあつて、名古屋城下の商人町や戦前の歴史が感じられる町として人気があり、近年、古民家の改修などにより飲食店が集積しているが、地域の回遊性が低いことが課題となっている。

栄地域では、名古屋市の戦災復興の象徴である久屋大通公園の再生が進められており、そのうち北エリア・テレビ塔エリアをPark-PFI事業により整備した。あわせて南エリアの再整備を進めることにより、更なる栄地区の活性化が期待されている。

熱田地域では、尾張名所図会看板の設置や民間企業によるサイクルポートの設置などにより、回遊性を向上させた。さらには、熱田湊まちづくり協議会（宮の渡し・大瀬子地区まちづくり協議会から名称変更）が発足し、歴史まちづくりへの期待が高まっている。

志段味地域は、数多くの古墳が集積している貴重な地域であり、その古墳群を未来へ継承していくとともに、その存在・歴史的価値を発信していくために、区画整理事業と連携して古墳の保護や、ガイダンス施設である「体感！しだみ古墳群ミュージアム」の整備、及び案内板の整備などによる回遊性の向上に取り組んだ。しかし未指定や未活用の古墳も多く、課題として残されている。

有松地域では、有松絞りの販売で栄えた商家の町並みを未来へと継承するため、町並み保存事業や電線の地中化に取り組んできた。その結果この地域は、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、また日本遺産の認定を受けた。

町並み相談会や有松絞りまつりなど、地域住民による歴史まちづくり活動も非常に盛んな地域である。一方で、来訪者に地域全体を理解してもらうためのガイド施設となる公共施設がないことが課題となっている。

## (2) その他市内全域に関する課題

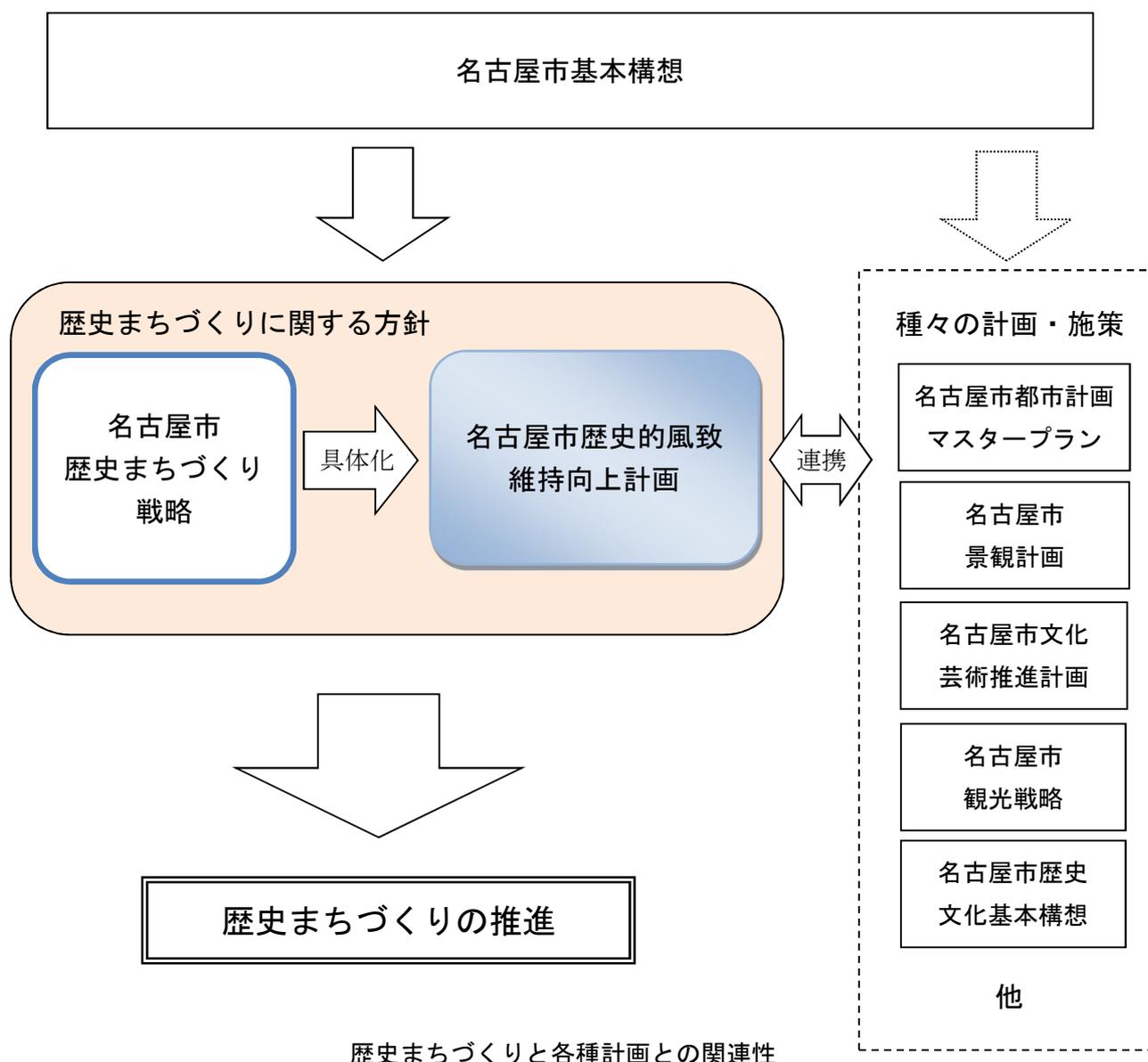
本計画では 6 つの歴史的風致を取り上げたが、市内にはほかにも歴史的風致の要素である歴史的建造物や伝統的営みが残されている。

歴史的建造物も伝統的営みも、ひとたび除却されあるいは断絶してしまうと、その再建・再興は容易ではないが、歴史的建造物については土地利用のためなどの経済的理由により、伝統的営みについては担い手・後継者不足により、除却・断絶の危険性に常にさらされており、本計画で重点的に取り組むものも含めて、歴史的風致の維持を行う上で課題となっている。このためには、歴史まちづくりに興味を持ってもらい、その機運をさらに醸成していくことも必要となる。

特に歴史的建造物に関しては、第 1 期計画以前から文化財行政と景観行政の両面から保護に取り組んでおり、また身近な歴史的建造物を緩やかに保護する制度である登録・認定地域建造物資産については登録・認定件数が順調に増加し、身近な歴史的建造物の把握に成果があった。しかし、市内には認識のされていない歴史的建造物が多く残されており、これらを保護していく取り組みを継続していく必要がある。

## 2 各種計画との関連性

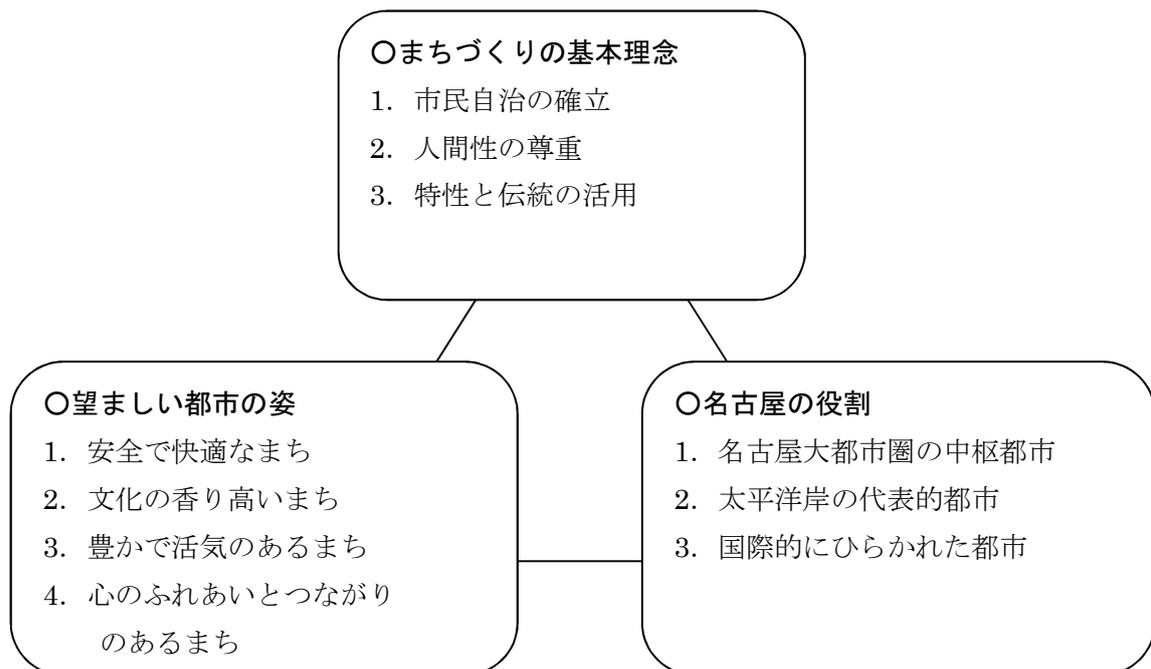
名古屋市では、市政運営の最も基本的な方針である名古屋市基本構想を踏まえ、歴史分野におけるまちづくりの中長期的な基本方針として、平成23年3月に「名古屋市歴史まちづくり戦略」を策定した。歴史的風致維持向上計画は歴史まちづくり戦略で示した方向性を踏まえ、都市計画マスタープラン、景観計画、文化振興計画、観光戦略ビジョン、特別史跡名古屋城跡保存活用計画など名古屋市の維持向上すべき歴史的風致に関わりのある計画との整合をとりつつ、連携しながら歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。



## (1) 名古屋市基本構想（昭和52年12月策定）

名古屋市では、昭和52年12月に市議会の議決を経て、「名古屋市基本構想」を定めている。この基本構想は、21世紀を展望した本市の将来ビジョンをえがいた長期の構想であり、まちづくりの基本理念をはじめ、本市がめざすべき望ましい都市の姿、本市が果たすべき役割、さらにそれらを実現するための施策の大綱、市政運営の基本姿勢などを定めたものである。

本市がめざすべき望ましい都市の姿では、「ゆとりとうるおいのあるまち」の実現をめざして、1. 安全で快適なまち 2. 文化の香り高いまち 3. 豊かで活気のあるまち 4. 心のふれあいとつながりのあるまち を設定するとともに、施策の大綱のひとつとして「調和のとれた魅力ある都市景観の創造」「文化財、歴史的遺産、伝統芸能の継承と、市民共通の財産として保存、活用」を掲げている。



名古屋市基本構想の全体像

## (2) 名古屋市都市計画マスタープラン 2030 (令和2年6月策定)

名古屋市では長期的な視点に立ち、将来の都市像や都市づくりの方向性を示し、また地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとなる、令和12(2030)年を目標年次とした都市計画マスタープランを策定している。

名古屋市の都市づくりの目標として、「ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な生活空間」「歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間」「技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間」の3点を掲げるとともに、「集約連携型都市構造」の実現をめざすとしている。

8つの都市づくりの方針の1つとして「魅力あるにぎわい空間の形成」を掲げ、施策の展開の都市魅力において『方針』と『施策の方向性』を述べている。

### ① 【広域的な都市の将来像】

- ・人口減少社会に立ち向かい快適に住み続けられる都市
- ・名古屋の個性を最大限に発揮し内外から人を引き寄せる魅力的な都市
- ・イノベーションを創出し圏域の経済成長を牽引する都市

### ② 【都市づくりの目標】

- ・ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な生活空間
- ・歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間
- ・技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間

### ③ 【都市づくりの方針】

- A 土地利用の適切な誘導
- B 自由で快適な移動の実現
- C 災害に強く安全な空間の形成
- D 環境にやさしい空間の形成
- E 住みよい居住空間の形成
- F 魅力あるにぎわい空間の形成
- G 産業・イノベーション空間の形成
- H 地域主体のまちづくりの推進

### ④ 【将来都市構造】

- ・大都市における集約連携型都市構造の実現

⑤【施策の展開】

F 都市魅力 ※『方針』のうちの1つ

- ・名古屋の歴史的骨格が見える化するとともに、まちづくり資産の活用と身近な歴史に親しむ界隈づくりなど、「地域力」で歴史まちづくりを進める。

F-2 歴史まちづくりの推進 ※『施策の方向性』のうちの1つ

- ・尾張名古屋の歴史的骨格の見える化
- ・世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産の活用
- ・身近な歴史に親しむ界隈づくり
- ・地域力で歴史的資源を「まもり・いかし・つなぐ」仕組みづくり

名古屋市都市計画マスタープラン 2030 における歴史まちづくりの位置付け

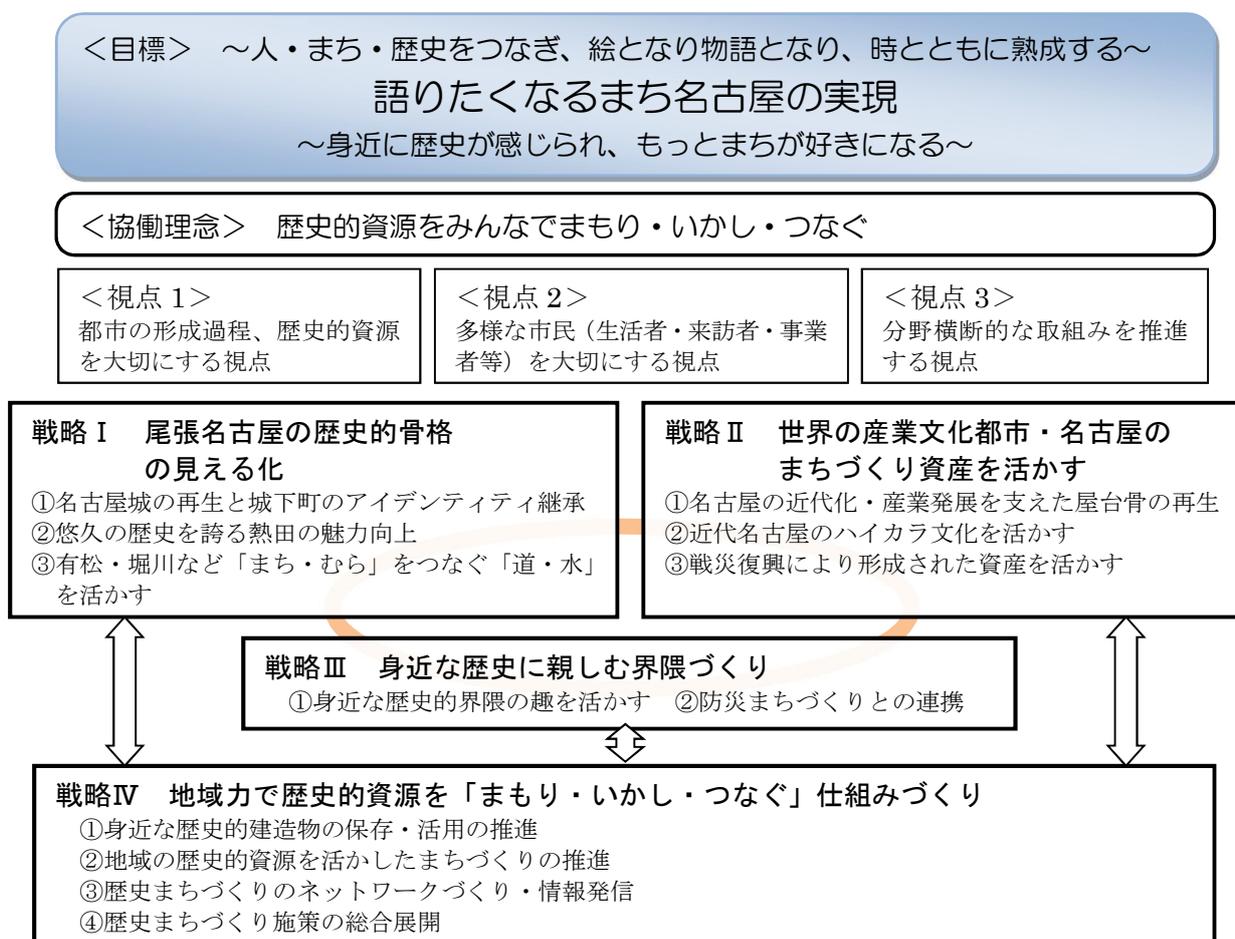
### (3) 名古屋市歴史まちづくり戦略（平成 23 年 3 月策定）

名古屋市では、身近に歴史が感じられるまちづくりに積極的・戦略的に取り組むために、市政の基本理念である名古屋市基本構想をふまえ、歴史分野におけるまちづくりの基本方針として「歴史まちづくり戦略」を策定している。

「歴史まちづくり戦略」では、主として、「地域の歴史的資源を活かした、魅力的な都市環境の維持・形成」に取り組むこととし、都市計画、環境、文化、観光、産業などの部門との整合・連携を図りながら、地域住民・行政をはじめとするさまざまな主体によるまちづくりの展開を想定している。目標年次は概ね 20 年後（2030 年）である。

戦略の基本理念は目標『「語りたくなるまち名古屋」の実現』と協働理念『歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ』とし、戦略の推進にあたって 3 つの視点を設けている。これらに基づく戦略は「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けた I～IV の 4 つの戦略から成り、それぞれの戦略ごとに複数の方針を設け、歴史まちづくりの指針としている。

本計画は、この戦略を踏まえ、令和 6 年度から 10 年間の具体的な事業についてとりまとめたものである。



名古屋市歴史まちづくり戦略の全体像

#### (4) 名古屋市景観計画（平成19年3月策定）

名古屋市では、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和59年に都市景観条例を制定し、都市景観の創造と保全に関するさまざまな施策を実施してきた。

こうした中、平成16年6月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたことから、これまで実施してきた都市景観に関する施策をより効果的なものとし、良好な景観の形成を図るために、平成19年3月に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定した。景観計画では、名古屋市全域を景観計画区域とし、めざすべき都市のイメージとその実現に向けた方針や景観形成基準などが定められている。

また市では、平成23年9月に景観計画を変更して、景観に深みと個性をもたらす身近な歴史的建造物を登録・認定地域建造物資産として位置付ける制度を定め、身近な歴史的建造物の保存活用を推進している。

##### ○めざすべき都市のイメージ

- ① 秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち
- ② 活気にみちた魅力あるまち
- ③ 歴史の深みを感じさせるまち
- ④ 人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち

##### ○大規模建築物、大規模工作物

- ・景観形成の方針 ～ 景観形成基準

##### ○屋外広告物

- ・景観形成の方針 ～ 大規模広告物を対象とした行為の制限

##### ○眺望景観

- ・名古屋城眺望景観保全の方針 ～ 景観形成基準、屋外広告物を対象とした行為の制限

##### ○都市景観形成地区

- ・8地区（久屋大通地区、広小路・大津通地区、名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区、白壁・主税・檀木地区、四間道地区）
- ・景観形成の方針 ～ 景観形成基準、屋外広告物を対象とした行為の制限

##### ○歴史的町並み

- ・4地区（有松、白壁・主税・檀木、四間道、中小田井）
- ・保存の方針

##### ○景観上重要な建造物・樹木及び歴史的建造物

- ・保存活用の方針 ～ 指定の方針
- ・独自の保全施策・・・都市景観重要建築物等、認定地域建造物資産等

##### ○景観関連の施策・制度等の活用方針

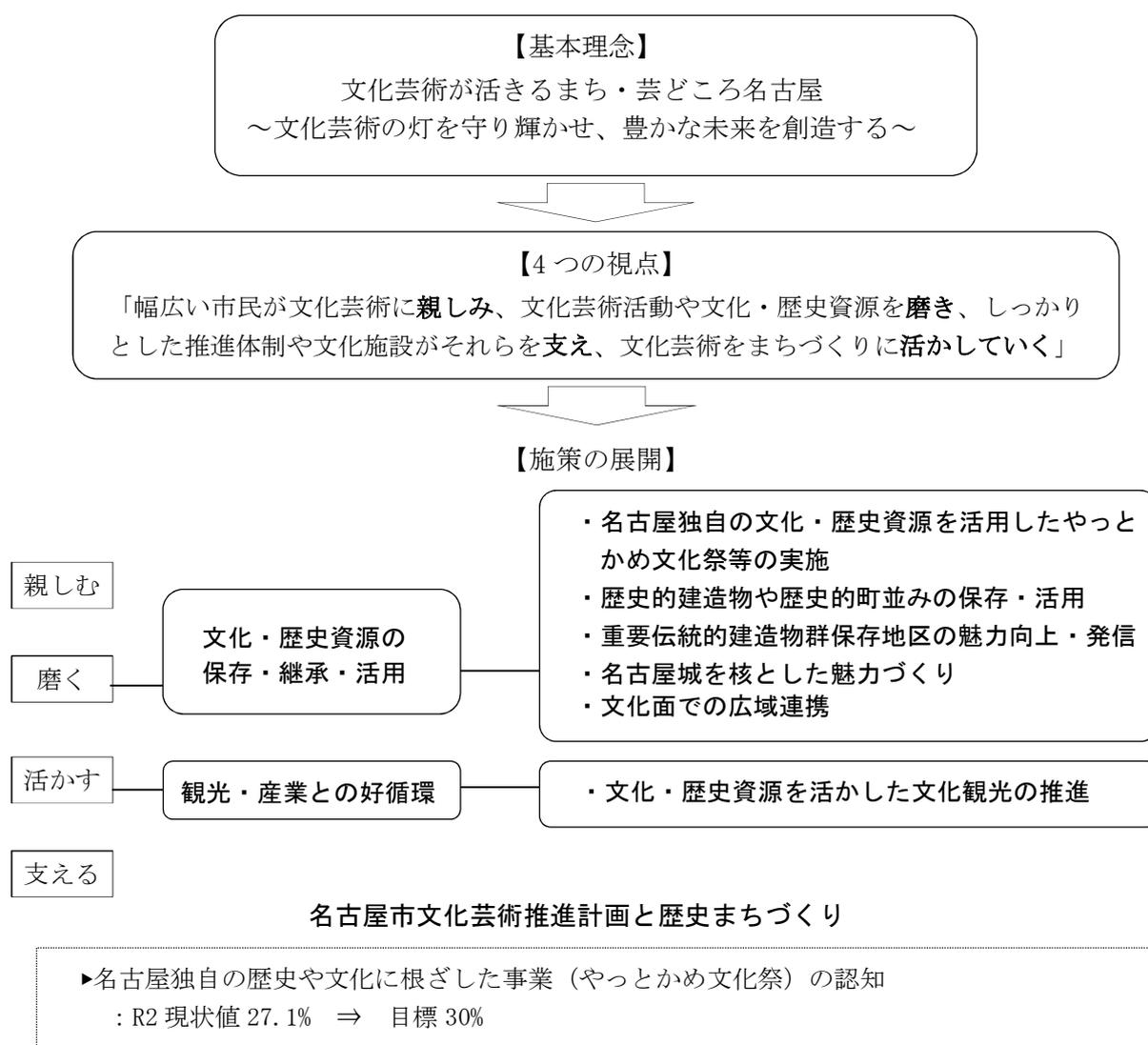
#### 名古屋市景観計画の全体像

## (5) 名古屋市文化芸術推進計画 2025（令和3年10月策定）

名古屋市では、名古屋の文化芸術の底上げとすそ野を拡大しながら、より一層名古屋の文化芸術を推進していくために「名古屋市文化芸術推進計画」を策定している。

名古屋の今後の文化芸術推進に向けて、「文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋～文化芸術の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造する～」を基本理念に、市民・行政など各主体の期待される役割を示し、「親しむ」「磨く」「活かす」「支える」という4つの視点で施策に取り組むとしている。

歴史に関連する取り組みとして、「磨く」では「文化・歴史資源の保存・継承・活用」に向けた事業を明らかにしており、「活かす」では「観光・産業との好循環」に向けた事業を明らかにしている。



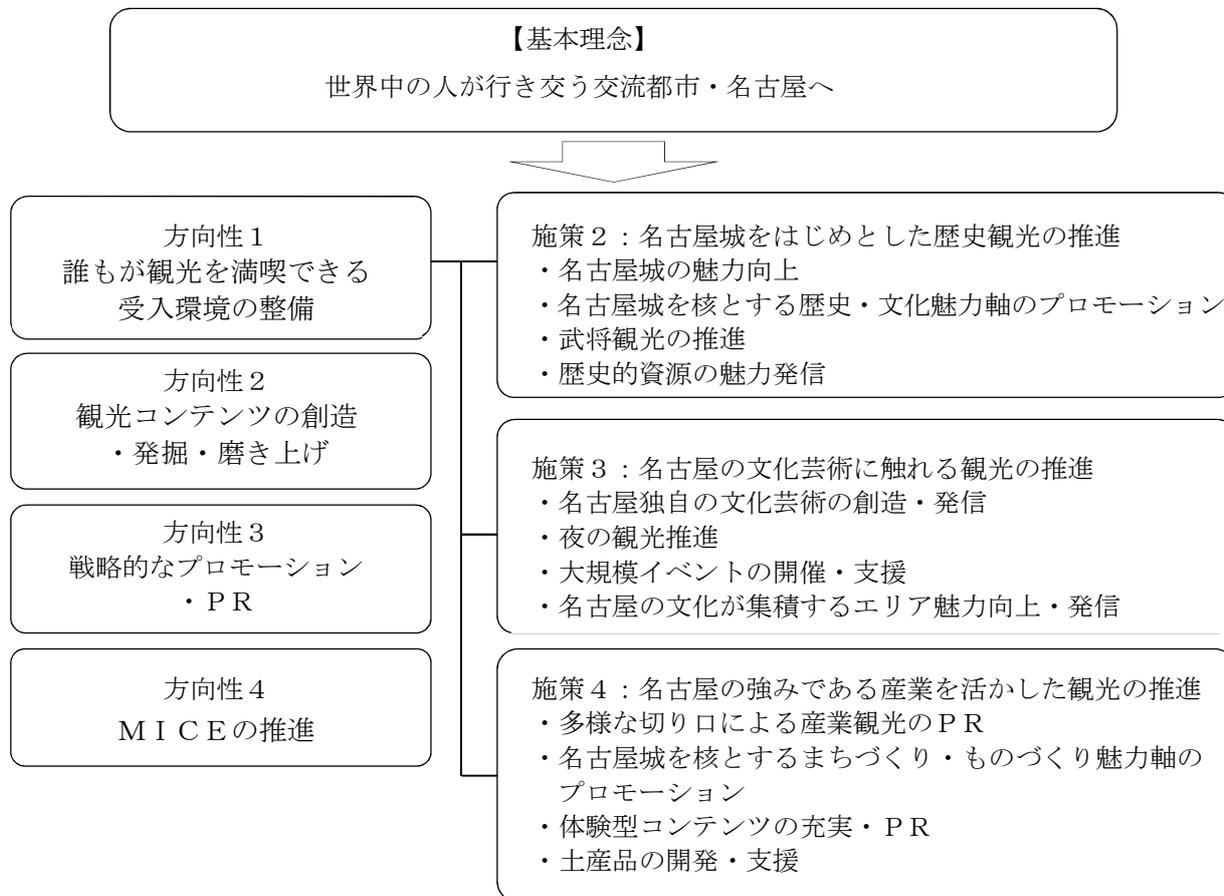
評価指標

## (6) 名古屋市観光戦略（平成 31 年 3 月策定）

近年、我が国の訪日外国人観光客が急激に増加しているなか、観光・MICE 分野を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、名古屋市における交流人口の拡大や都市の活性化を推進していくための観光及びMICE施策の方向性を示すものとして『名古屋市観光戦略』を策定している。

名古屋の観光がめざすべき姿を、基本理念「世界中の人が行き交う交流都市・名古屋へ」として掲げ、今後の取り組みを進めるにあたって「誰もが観光を満喫できる受入環境の整備」、「観光コンテンツの創造・発掘・磨き上げ」、「戦略的なプロモーション・PR」、「MICEの推進」の4つの方向性を定めている。

「観光コンテンツの創造・発掘・磨き上げ」では、「名古屋城をはじめとした歴史観光の推進～歴史文化・武家文化がいきづく名古屋～」、「名古屋の文化芸術に触れる観光の推進～文化・芸術・スポーツ「芸どころなごや」～」、「名古屋の強みである産業を活かした観光の推進～ものづくりのまち 名古屋～」の施策ごとに取り組み内容を明らかにしている。



観光戦略と歴史まちづくり

■計画期間：2023(令和5年度)まで

■評価指標【現状値(H29年度) ⇒ 目標値(令和5年度)】：

- ▶名古屋城の入場者数：190万人 ⇒ 422万人
- ▶信長攻路歩行者数：1.7万人 ⇒ 10万人
- ▶観光地点での入込客数（文化・歴史）：2,365万人 ⇒ 3,550万人
- ▶訪れたい名古屋の観光資源（なごやめし）：45.6% ⇒ 60%
- ▶入込客の市内における宿泊の割合：52.3% ⇒ 60%
- ▶観光地点での入込客数（催事・イベント）：2,993万人 ⇒ 4,490万人
- ▶観光地点での入込客数（産業観光）：134万人 ⇒ 200万人
- ▶満足した名古屋の観光資源（産業・ものづくり施設）：12.1% ⇒ 30%

## (7) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画（平成30年5月策定）

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』は、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として策定している。

### 特別史跡名古屋城跡の目標

近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す

## ■基本方針

- 保 存** 名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。
- 活 用** 往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させる。
- 整 備** 本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。
- 調査研究** 調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。
- 運営体制** 特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに、多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

### 今後の取組みの方向性

#### ○重点的な取組み

- (1) 天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出
- (2) 二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生
- (3) 名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備
- (4) 名古屋城総合事務所の調査研究体制強化

#### ○強化継続していく事業

- (1) 城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城の魅力の向上
- (2) 実施中の保存事業・活用事業の継続と充実による特別史跡名古屋城跡の後世への継承

### (8) 「歴史の里」基本構想（平成21年3月策定）

守山区上志段味地区には、特色のある古墳が、東谷山や庄内川の河岸段丘など豊かな自然地形を活かして築かれている。市では、こうした貴重な古墳群やその立地する自然地形の保存と活用を図り、豊かな歴史文化と自然にあふれた魅力的なまちづくりの中核的施設とすることを目的に、「歴史の里」の整備をめざしている。「歴史の里」基本構想は、平成17年から行われている発掘調査の成果を踏まえて、各方面の専門家の指導を受けながら、古墳の保存と周辺環境の整備の方向性をまとめたものである。

#### 整備活用の基本的な考え方

- (ア) 貴重な文化財の恒久的保存
- (イ) 自然地形・自然景観の保全
- (ウ) 拠点地区ごとの特徴に応じた整備
- (エ) 各種調査・研究の反映と価値の顕在化
- (オ) 現代的価値の付加
- (カ) 市と市民との協働による整備活用

#### 整備活用の目標

- (ア) 志段味古墳群の歴史的文化的価値や風土環境の保全・再生
- (イ) 歴史学習・体験学習の場としての活用
- (ウ) 公園的空間・観光レクリエーションの場としての環境整備
- (エ) 周辺観光諸施設等との一体的活用
- (オ) 志段味地区のシンボル・モニュメントとしての活用

#### 拠点地区

- 東谷山山頂3古墳地区
- 市史跡白鳥1号墳地区
- 国史跡白鳥塚古墳地区
- 志段味大塚・大久手古墳群地区

#### 各拠点地区の整備方針

東谷山山頂3古墳地区	市史跡白鳥1号墳地区	国史跡白鳥塚古墳地区	志段味大塚・大久手古墳群地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の価値を明らかにして保護措置を検討して、保存を担保</li> <li>・現状を活かした整備</li> <li>・説明版、道路標等の整備</li> <li>・見学路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石室の公開活用を図る。</li> <li>・説明板等の整備</li> <li>・休憩施設の整備</li> <li>・転落防止柵など安全管理施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を活かした整備</li> <li>・説明版等の整備</li> <li>・休憩施設の整備</li> <li>・見学路の整備</li> <li>・安全施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古墳の一部復元</li> <li>・河岸段丘の保存</li> <li>・説明板等の整備</li> <li>・散策路の整備</li> <li>・植栽景観の形成</li> <li>・駐車場、便所等の整備</li> <li>・照明など安全管理施設の整備</li> </ul>

#### 「歴史の里」基本構想の全体像

## (9) 名古屋市歴史文化基本構想（平成29年3月策定）

名古屋市では、市内各地域にあるさまざまな文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、地域の歴史的経過や特性を明らかにする取り組みを行い、その結果をもとに、地域の文化財の保存活用の方針についてまとめ、文化財を未来に伝え活かしていくことをめざし、『名古屋市歴史文化基本構想』を策定している（名古屋市文化財保存活用地域計画についても現在作成中）。

### 名古屋の文化財の特徴

- 特徴1 庄内川がはぐくむ古代・中世の文化
- 特徴2 いつの時代も熱田があってこそこの名古屋
- 特徴3 名古屋城下町の誕生と名古屋文化の発展
- 特徴4 開かれるウォーターフロント 堀川開削・新田開発・干拓がもたらした発展
- 特徴5 モノづくりが繋ぐ文化



### 関連文化財群

- 1 名古屋城下町周辺エリア
  - ・名古屋三大祭とゆかりの文化財群
  - ・城下に残る焼物文化と繁栄の跡を語る文化財群
  - ・名古屋城と城下町に残された見えない文化財群
  - ・都市と水に関わる文化財群
  - ・大衆文化の中心地、大須・前津とその周辺の文化財群
- 2 熱田周辺エリア
  - ・熱田神宮と宮宿の文化財群
- 3 年魚市潟・鳴海潟周辺エリア
  - ・東海道の町並みと祭礼文化に関する文化財群
  - ・弥生から現代へ街中に残る戦いの跡を物語る文化財群
- 4 東部丘陵と天白川・山崎川周辺エリア
  - ・天白川流域・丘陵部の村々の暮らしを語る文化財群
  - ・古代窯業生産に関連する文化財群
- 5 庄内川・矢田川と周辺低地エリア
  - ・庄内川を望む古墳とその周辺の文化財
  - ・庄内川治水と中川運河開削に関わる文化財群
- 6 新田開発・干拓エリア
  - ・新田開発のムラと暮らしを語る文化財群



### 文化財の保存活用の方針

- 文化財保存活用の基本方針：指定文化財、未指定文化財  
分野別方針：有形文化財、無形文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財 等  
周辺環境保全の方針：文化財の保存を行うための施設 等  
文化財の防犯・防災に関する方針：防災予防計画、応急対応計画、災害復旧計画  
文化財の活用の普及啓発と保全の関係性  
地域の文化財の保存活用の方針  
：名古屋を代表する文化財、身近な文化財「知る」「伝える」「活かす」

### 「名古屋市歴史文化基本構想」の全体像

### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

「名古屋市歴史まちづくり戦略」の基本理念である「語りたくなるまち名古屋」の実現に向け、歴史的風致を残す地域を中心に歴史的建造物の保存活用及び歴史的営みの継承を推進していく。

#### (1) 歴史的風致を残す地域に関する方針

先述したように名古屋城においては歴史的建造物の保存及び名古屋城の魅力向上が課題となっている。

歴史的建造物の保存に対しては、史跡を良好な状態で維持し、後世に確実に継承するために、これまで順次修復を行ってきたところであるが、これからも計画的な修復に努めるとともに、特別史跡名古屋城跡保存活用計画にのっとり適切かつ厳格に保存管理を行う。

名古屋城の魅力向上に対しては、整備と管理運営の両面から取り組んでいく。

整備においては、名古屋城の往時の姿を感じられるように、失われた歴史的建造物の復元や復元的整備に取り組む。

また、入城者の快適な観覧環境を目指して城内の園路や案内板・説明板及び休憩所等の便益施設の整備を進めるほか、名古屋城の歴史的価値を伝える場や、幅広い層に入城を訴求するにぎわい施設の整備を行い、滞在時間の延長を目指す。

管理運営においては名古屋城の歴史的価値を伝えるため、本丸御殿の公開や西の丸御蔵城宝館の運営を行うほか、公開範囲・期間の限られている歴史的建造物の公開範囲・期間の拡大などを検討していく。

また、城内の植栽等については、先述した歴史的建造物への悪影響を排除し、往時の名古屋城の姿の再現を目指すとともに、名古屋城内外からの眺望を確保し、良好な緑地環境を創出するため、植栽管理計画を定めてそれによる植栽等の管理を行う。

さらには、より幅広い層に名古屋城の歴史的価値を伝えるため、名古屋城に関わる多様な企画・イベントの実施に取り組み、入城者数の増加を目指す。

上記の整備においては貴重な遺構の保存に影響しないこと及び復元等におい

では調査研究成果に基づくことが求められているため、名古屋城に関する調査研究にも継続して取り組む。

それらの継続的な調査研究により、名古屋城の歴史的価値や特徴をより詳細に把握し、往時の名古屋城の姿の理解を深めるとともに、その成果を広く発信することに努め、名古屋城の歴史的価値を正確に、わかりやすく伝えることを目指す。

第1期計画で地域住民による歴史まちづくりの機運の高まった地域においては、その機運を逃さず、一体的に具体的な歴史まちづくりを実施していく必要がある。

文化のみちエリアでは、近代の建築遺産を活用した諸施設の管理運営と、地域一帯での啓発イベントを実施し、地域の魅力を発信する。

四間道地域では、町並み保存事業により歴史的景観の保存に取り組む。また、この地域を代表する歴史的建造物である県指定有形文化財伊藤家住宅を公開施設として整備し、地域に立ち寄れる拠点を作り、地域の魅力発信や回遊性の向上に取り組む。

栄地域では大胆な戦災復興計画により形成された久屋大通公園において、都心のシンボル空間にふさわしい公共空間の設備や、沿道との一体化を図る空間形成等を行う。

熱田地域では、豊富な地域資源を活かし、地域の魅力向上や発信に取り組む。

志段味地域では、志段味古墳群のガイダンス施設である「体感！しだみ古墳群ミュージアム」を公開活用する。また、志段味古墳群全体の保存のため、必要に応じて未指定古墳の整備等に取り組む。

有松地域では、伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区内の伝統的建造物の修理補助や新築時の修景補助などにより、町並みの維持向上に取り組む。また、市指定有形文化財岡家住宅を日本遺産のガイダンス施設として整備し、ガイドボランティアの活動や町並み・有松絞りに関連するイベントの支援を行うことにより、地域の魅力発信や回遊性の向上に取り組む。

## (2) その他市内全域に関する方針

歴史的建造物については引き続き文化財行政と景観行政の両方で協力して保存活用に努める。歴史的建造物の保存活用の専門家である「なごや歴まちびと」の養成、派遣による技術的支援及び改修工事に対する助成による経済的支援を継続する。

また、所有者が経済面から土地利用のために歴史的建造物を除却することなく維持できるように、民間活用の推進を検討していく。

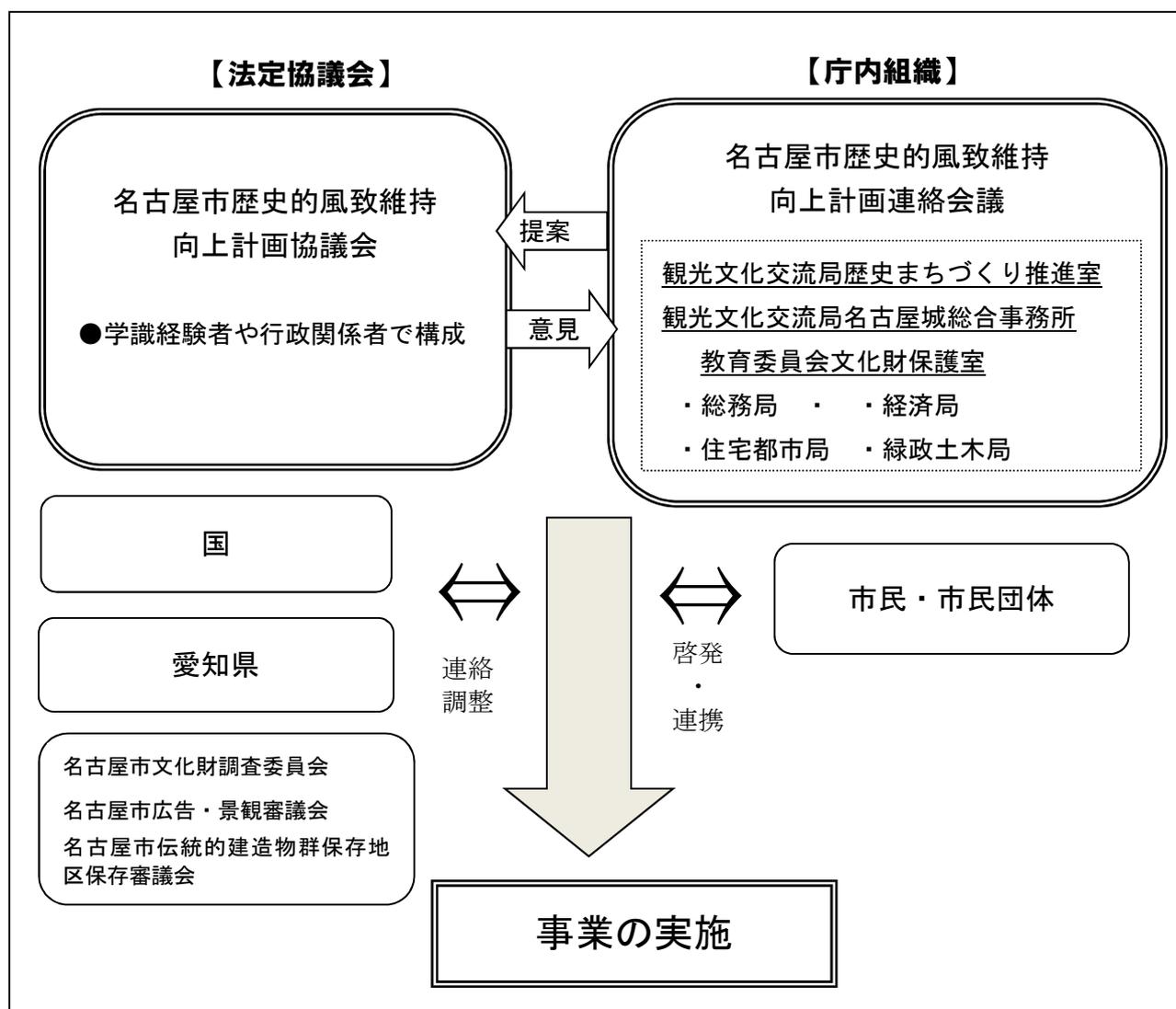
歴史的風致の要素となる歴史的建造物、伝統的営みにはこれらを未来に継承するための支援に取り組む。

伝統産業に対して後継者の育成を支援し、それらの継承に取り組む。

## 4 計画の推進体制

本計画の推進体制としては、歴史まちづくり担当部局である観光文化交流局歴史まちづくり推進室と文化財保護担当部局の教育委員会文化財保護室を中心とした庁内組織である「名古屋市歴史的風致維持向上計画連絡会議」と学識経験者らで構成される「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」が連絡調整を行いながら事業を実施することで、より効果的な歴史的風致の維持及び向上をめざす。

さらに、個別の事業の実施にあたっては、国や県、名古屋市文化財調査委員会、名古屋市広告・景観審議会と連絡調整を図るとともに、市民・市民団体と連携しながら推進することとする。



推進体制のイメージ図